

連絡先：〒400-0074

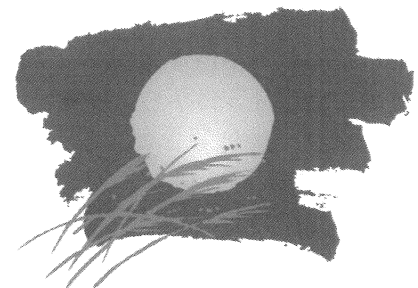
山梨県甲府市千塚 3-9-3 ルネマンション千塚 1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

全都道府県で初の時給 1,000 円超 地域別最低賃金の答申が出揃う



厚生労働省から、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）が公表されました。

これは、令和 7 年 8 月 4 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

◆令和 7 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- ・ 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ（引上げ額が 82 円は 1 県、81 円は 1 県、80 円は 1 県、79 円は 1 県、78 円は 3 県、77 円は 2 県、76 円は 1 県、74 円は 1 県、73 円は 2 県、71 円は 4 県、70 円は 1 県、69 円は 2 県、66 円は 2 県、65 円は 8 道県、64 円は 9 府県、63 円は 8 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・ 全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%。なお、この比率は 11 年連続の改善）

今年度の最低賃金は、すべての都道府県で初めて 1,000 円を超えました。

答申された改定額は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。なお、例年は大半が 10 月発効でしたが、2025 年度は 20 都道府県にとどまります。11 月が 13 府県、12 月が 8 県で、福島、徳島、熊本、大分は 2026 年 1 月、群馬と秋田は同 3 月に発効します。

【厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html

最低賃金引上げに向けた環境整備のため「業務改善助成金」が拡充されます！

令和 7 年 9 月 5 日までに、最低賃金について、すべての都道府県の地方最低賃金審議会が答申が取りまとめられ、それらの結果、初めて全都道府県で 1,000 円を超え、全国加重平均は 1,121 円となりました（現在の 1,055 円から過去最大の 66 円引上げ）。厚生労働省は、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対する支援策として、9 月 5 日から「業務改善助成金」の拡充を行うことを発表しました。

◆業務改善助成金とは

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

◆拡充内容 1：申請可能な事業所が拡大

従来、事業場内最低賃金と改定前の地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業所が対象であったところを、事業場内最低賃金が「改定後の地域別最低賃金未満」までの事業所が対象となります。

◆拡充内容2：賃金引上げ計画の事前提出を省略可能に

従来、賃金引上げ後の申請は不可（申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる）であったところ、令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ計画の事前提出が不要となります。

◆中小企業庁でも補助金拡充へ

中小企業庁においても、以下の補助金の拡充（対象の拡大、要件緩和等の措置）を行うこととしています。

- ① ものづくり補助金
- ② IT導入補助金
- ③ 中小企業省力化投資補助金（一般型）

【厚生労働省「9月5日から、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等を支援する「業務改善助成金」を拡充します】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63127.html

【内閣官房「最低賃金の引上げに係る支援策について」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_siho_nsyugi/saiteichingin/index.html

10月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第3期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、7月～9月分＞〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕

～当事務所よりひと言～

山梨県の最低賃金が12月1日より1,052円になります。

最低賃金法の第一条はこのようになっています。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

一方、労働基準法では、

労働基準法

第一章 総則

（労働条件の原則）

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

② この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

一年前、経済同友会の新浪剛史代表幹事は、今年の10月18日の記者会見で、最低賃金の全国平均1,500円への引き上げに関し「上がらないと駄目でそれを払わない経営者は失格だ」と述べた。「できない企業は退出し（労働者が）払える企業に移る方が人々の生活（の質）も上がる」と話しました。

このように、最低賃金法、労働基準法は最低限の労働条件であり、これを上回る企業努力をそれぞれの経営者に求めているものであります。

一方、労働者には、労働契約の権利義務（債権債務）の関係をよく理解し、権利のみの主張にとどまらず、自らの義務の履行にまい進する必要が求められています。

私たち社労士の使命は、社会保険労務士法では

第一章 総則

（社会保険労務士の使命）

第一条 社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

つまり、自らの専門知識を十分に発揮して、皆様の事業の健全な発展と、労働者の福祉の向上に資することを使命としています。

身の引き締まる思いです。

岡